

普通徴収該当理由
「徳島県統一基準」

普A	受給者総人員数が2人以下(他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する方を除いた全受給者数が2人以下)
普B	他の事業所で特別徴収をされている方(例:乙欄該当者)
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(前年の年間給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない)
普E	退職または退職予定(5月末日まで)の方

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号(普Aから普E)を記入してください。

※eTAXなどの電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

令和7年度 市・県民税の申告について

詳しくは広報こまつしま
2月号でご案内します。

■ 申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

(※土日・祝日除く)

■ 申告会場 市役所 4階 大会議室

■ 受付時間 午前9時から午後4時まで

例年、期間の前半、特に2月17日(月)～21日(金)は来場される方が多く、大変長くお待ちいただいております。日程に余裕のある方は2月25日(火)以降にご利用ください。

①「医療費控除の明細書」や「収支内訳書」はご自宅で作成のうえ、ご持参ください。

ご自宅での作成が難しい場合は、会場内の医療費・収支作成コーナーをご利用ください。

また、2月17日(月)～3月4日(火)は税理士への相談が可能です。(※相談期間変更の可能性あり)

～医療費控除の申告をお考えの方へ～

住民税が非課税または均等割等のみ(年税額 5,000 円)の方は、所得税の還付等がなく医療費控除の申告が必要ない場合があります。ご自分が医療費控除の申告をする必要があるかどうかをお知りになりたい場合は、2月14日(金)までに税務課までお越しください。

②市役所では以下の内容の申告はできません。税務署等で申告してください。

- 「住宅借入金等特別控除(1年目)」 ●「上場株式等の譲渡」「上場配当」
- 「青色申告」、「一般株式等の譲渡」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)」「雑損控除」等

確定申告は便利な e-Tax (電子申告) をご利用ください。ご自宅等から、パソコンやスマートフォンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー(右記2次元コード))にアクセスすれば簡単に申告することができます。



作成コーナー

問 市税務課 市民税担当(市役所1階) ☎32・3821 / FAX33・3401

✉shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

確定申告会場への来場を検討されている方へ

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

国税庁LINE公式アカウント

●確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です(作成済申告書の提出のみであれば不要です)。

●入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。



開設場所 **アスティとくしま《3階 第2特別会議室》(徳島市山城町東浜傍示1-1)**

開設期間 **2月17日(月)から3月17日(月)まで** ※土日・祝日については、3月2日(日)のみ開場します。

受付時間 **午前9時から午後4時まで** ※入場整理券の配付状況に応じて、午後4時よりも前に受付を締め切る場合があります。

問 徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町三丁目54 ☎088・622・4131